

保 育 か な が わ

第17号 昭和51年 3月15日
 発行所 横浜市神奈川区
 沢渡4の2
 神奈川県社会福祉
 協議会保育科
 編集人 安部 龍 巖
 発行
 題 字 故 内山岩太郎 筆

二十一世紀をになう子どもを

育てるための保育所の役割

昭和五十一年度全国共通研究テーマ

「二十一世紀をになう子どもを育てるための保育所の役割」を昭和五十一年度の全国共通テーマとして、設定した。

いま、私たちが保育している子どもたちは、二十世紀から二十一世紀へかけての重要な役割をもつ未来の市民である。

古今東西をとわず、どの国でも、この子どもたちのために、どのような社会を形成するのが、どのようにして子どもたちを日々育成していくのか、真剣に考え、対策を立てるべきであろう。

子どもたちの心身の発達に関する問題、保育内容、施設長や保母の資格・身分保障、保育所の運営管理、家庭との問題、保育所と幼稚園との関係、社会環境の影響等々、多くの問題点の解決に努力することによって、「二十一世紀をになう子どもを育てるための保育所の役割」をはたすことができるであろう。

テーマ一（施設運営）

措置費の検討

保育所を運営するにあたって、現行措置の何が問題かをあきらかにし、乳幼児の福祉と教育をたかめるための措置のあり方をあきらかにする。

Aグループ 市単位

保育所関係者

Bグループ 町村単位

保育所関係者

テーマ二（施設運営）

労働基準法と人的条件

労働基準法を遵守するには、ど

保母にもとめられる職務と責任をあきらかにし、資格、身分保障等のあり方について検討する。

検討するにあたって、全社協保母会で検討している免許法試案などを参考とする。

テーマ五（制度）

保育制度と保育施設

保育所、幼稚園、小学校がどのような関係にあるか地域の現状を出しあい、子どもたちのためにどのような関係にあるのがのぞましいか、そのあり方を検討する。

また、保育所の保育の特質をふまえて、保育施設のあり方を検討し、現行最低基準をどのように改めるべきか検討する。

テーマ六（保育内容）

三歳未満児の保育

三歳未満児の保育の実際をもとに三歳未満児の保育にとって何が大切なのか、保育内容と子どもの発達のかかわりあいをあきらかにする。

テーマ七（保育内容）

あそびと仲間づくり

や体力づくりの実践例から、子どもの生活に密着した保育内容のあり方を検討する。

テーマ八（保育内容）

自然と言語

自然と言語の実践例から、子どもの生活に密着した保育内容のあり方を検討する。

テーマ九（保育内容）

音楽と造形

音楽や造形の実践例から、子どもの生活に密着した保育内容を検討する。

テーマ十（保育内容）

障害児の保育

障害児の保育にとって何が大切なのかをあきらかにし、障害児をうけ入れる場合の条件について障害児保育の実践をもとに検討する。

テーマ十一（保育内容）

給食

保育の中に給食をどのように位置づけているか、各年齢にふさわしい献立例を出しあい給食の役割を明確にする。また事務処理の現状を出しあい、資格や人的条件のあり方等も検討する。

テーマ十二（保育内容）

と家庭の役割について

子どものよりよい成長を期するために、園と親がどのように協力しあっていくか、保育所、家庭の役割を明確にしなが、園と親のかかわりあいを検討する。

全国保育所長研修会

○国の傾斜配分について ○社会福祉施設管理士について

「第十回全国保育所長研修会」が去る二月四日から六日まで三日間、東京久保講堂で全国から四百余名の保育所長等が参加開催された。

第一日は総会で、厚生省の長尾母子福祉課長から昭和五十一年度保育予算と保育行政について説明があった。

厚生省の福祉予算の伸び率がこのところ年々二十%であるのに、昭和五十一年の福祉予算のそれは二十一%にとどまり(その後二十五%に増)、社会保障の充実が叫ばれている中で、実質に福祉が何う展開されてゆくのか。保育所の整備については保育所児童数が百六十万、一万八千の保育所(小学校は二万四千校)に達したことは、その保育の目的が一應の目的に達したが、その内容については充実が不十分と言えるし、これから最低基準の改善に努力したいこと。そして保育所の公的責任が益々増大しつゝ、あること等を説明。

次いで十文字学園女子短大長坂元彦太郎氏の「倉橋惣三先生の人と思想について」の講演があり、最後に昨年来話題になっている

四、その他
以上のテーマにより公私立、経験年数に基いて四分散会に分れグループ討論に入った。
第三日目はパネルディスカッションであり、テーマは「保育所長の役割と資格、身分保障について」パネラーは公私立専任と、兼任所長の立場から各一名。私立園長の立場と学識経験者から各一名。厚生省の母子福祉課長がオブザーバーとなり、夫々の立場に立ち、終始熱心な討論の下、熱気こもった会場となつて、三日間に亘る研修会の幕を閉じた。この研修会の協議題の中で話題の中心となつた二点を取上げると。

一、民間社会福祉施設給与等改善費の適正配分

(福祉専門職委員会案)

昭和五十一年度予算で民間社会福祉施設給与等改善費(以下民給費)は事務費の1%が上積みされ八・五%とされること、なつた。

この予算(一五〇億円)を活用することにより民給本来の主旨である給與体系の確立は可能であるとし、全社協福祉専門小委員会はこの民給費の増額が決定した現在を期して、現実的な視点で次のように適正配分案を検討した。

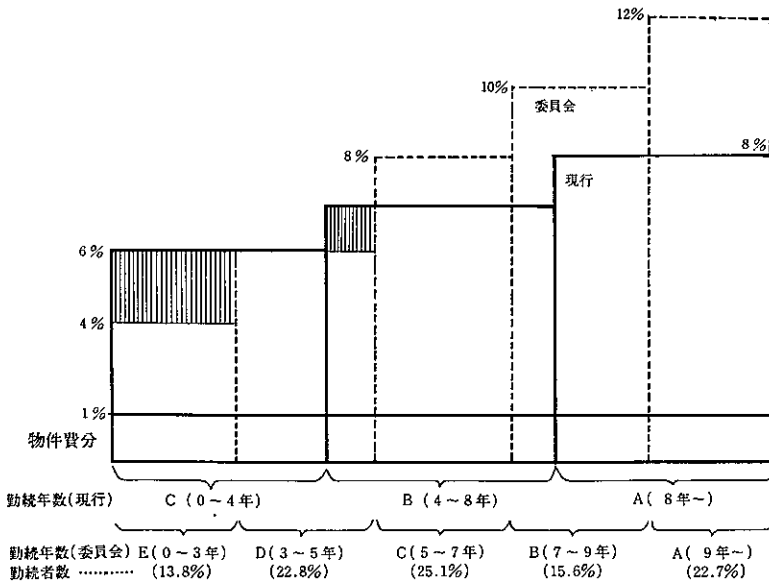
- 一、施設管理士問題について
- 二、給与体系の確立について
- 三、行政監理庁勧告について

現行の措置費は入所者一人当りの単価払い制度となつており、施設の新旧にかゝりなく一律に支給される。

地方公務員給與表を採用出来る条件を整備する。

民給の適正配分によつてこれを補正し、職員の新設には少なく人員費には多く、短い施設には少なく人員費には多く、平均勤続年数四

現行ではA、B、Cの三段階傾斜配分が実施されており、最低でも六%は支給される。措置費に定める人員費は勤続年数五十年で算定されており、平均勤続年数四年未満の施設に民給を支弁する積



(1) 人員費所要額の保障

極的な理由はない。したがって、これらの施設には民給の物件費分一%を残して、平均勤続年数の長い施設に配分されるべきであるが、現員払い施設の場合には定員を割った場合になんらの保障がないこと、あるいは措置費に積算されている諸手当が不十分な額であることなどを勘案して、ここでは四%を最低支弁とし、物件費以外の三%はこれらに充てることとした。このことにより、四%から十二%の五段階傾斜配分を実施し既得権を侵される施設を最少限にとどめた。

(3) 平均勤続年数算定の改善

現行の平均勤続年数の算定は四月一日現在における当該施設職員過去の勤務を含めた通算勤続年数(六ヵ月以上一年未満は一年、六ヵ月未満は切り捨て)を合算し職員数で除したものを平均勤続年数としてきた。

しかし、これだけでは適正な給与保障は困難であるので、事務的に繁雑とならない範囲で新たに次の要素を加味し、おのおの利率をかけたより適正な配分を期すこととした。

二、社会福祉施設長など職員の資格向上策について(案)

この問題について全社協の福祉専門職小委員では、現在社会福祉施設における職員資格の多くは、

社会福祉主事、児童指導員、保母を基礎としている。従って直接処遇職員についてはこれらの資格を組合せて資質を高めることとし、

要 業	基 準	利 率
1. 基準学歴の設定	(1)短期大学卒業 (20歳)	1.0
	(2) " " 以上	1.1
	(3) " " 以下	0.9
2. 勤務年数の上限	(1)35年 (55歳)	
3. 前歴換算	(1)同一法人における	1.0
	(2)社会福祉事業	0.8(限度15年)
	(3)その他	0.5(限度10年)
4. 資 格	(1)有 資格	1.1
	(2)無 資格	0.9
	(3)資格基準の未整備な職種	1.0

施設長など幹部職員の場合は、「社会福祉管理士」(仮称)の資格を新たに設け、必要な知識の修得をはかり、社会福祉施設の運営管理の適正をはかることの急務たることを説いている。そしてこの制度は昭和五十一年後半には創設したいとしている。これには研修会では種々論議が沸騰し、論議がつきないところであるが、保母の「保育士免許法」と共に近い将来に決論をせまられること、思われる。紙面の都合でこの社会福祉管理士についての詳しいことは別紙に掲げること、したい。(鈴木栄一)

一 保育士免許法
第三次試案の
提案について

「この法律は保育士の制度を定めて保育士の資質を向上し、もって児童福祉法の円滑な実施に寄与するとともに、幼児教育の内容の充実に資することを目的とする。」

去る二月二十四日全社協保母会委員総会に於て、保育士免許法第三次試案が提案されました。神奈川県保母会に於ても研究会を持ち研究討議を続けております。理想と現実が相反しているかの様にみられる現在ではありますがこれから続く若い保育者のためにこの保育士法案が一日も早く立法化される事を切望しております。昭和四十二年、全社協保母会に於て保母制度研究会が設置され、五十一年の現在に至る長い期間、この問題は研究討議をされて来ました。そして四十九年、第一次試案、五十年十一月、第二次試案、五十一年二月第三次試案の提案となりました。

この免許法問題については白梅短大教授田中未来先生、厚生省、長尾母子福祉課長の意見を聞き、法律の専門家内閣法務局法制局長参事官、東京工大助教授慶谷淑夫先生に法案作

成のご指導を受けております。一次、二次試案に比較しこの第三次試案はより深く研究討議され具体制をおび立法化も間近いのではないかと期待されております。紙面の都合上第三次試案中要点を抜粋し記載致して見ました。

- (イ) 前項の免許は一級免許及び二級免許とする。
- (ロ) 二級免許は七の保育士試験に合格した者に与える。
- (ハ) 一級免許は保育士試験に合格後実務経験五年以上を経た者で一級保育士審査委員会の審査により、適当と認定した者に与える。
- 保育士試験
- (イ) 次の各号のに該当する者は保育士試験を受けることができる
- (1) 学校教育法による短期大学以上の学校を卒業したもの。
- (2) 児童福祉法施行期第三十九条の三に定める保母を養成する学校を卒業したものの
- (3) 保育助手として三年以上の乳幼児保育の経験を有する者
- (4) 小学校教諭、幼稚園教諭の一級、二級の免許状を持つ者

(5) 主務大臣が前号の者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者。

(ロ) 保育士試験は第一次試験と第二次試験を行う。

● 第一次試験

一般教育科目

人文科学関係。社会科学関係

自然科学関係。

専門科目

福祉関係。保育教育論。保育方法論。心理学関係。保健医学。

● 第二次試験

音楽リズム。造形。言語。体育看護実習。

(イ) 第二次試験は第一次試験合格者がうける事ができる。

経過措置

(イ) 従来、保母の資格を有する者がこの法律施行後、五年以内に所定の研修を受けた場合には、その実務経験年数により、一級又は二級の保育士免許を与える研修の課目及び研修の期間は別に定める。

この試案は今後尚全国の各保母会等に於て検討され保育士免許法として立法化へと法案作成をされるものです。詳しい資料は事務局にあります。ご意見ご感想をお寄せ下さいませ。

神奈川県保母会会長
横山タマ子

昭和51年度保育所関係予算案概要

区 分	神奈川県				川崎 市				
	51年度当初 (案)		50 年 度 当 初		51年度当初 (案)		50年度度 当 初		
	予算額	説 明	予算額	説 明	予算額	説 明	予算額	説 明	
民間保育所運営費補助 (県は補助率1/2)	民 間 保 育 所 費	192,137		167,218		51,143	保育単価事務費の20%	47,297	2%は借入金返済分補助金に充当
	民 間 保 育 所 費	92,571	無資格者月額限度 78,000円	72,670	65,000円	18,894	有資格月額 75,700円 無資格 72,000円	13,517	
	民 間 保 育 所 費	20,731	施設長月額 1,536円 保母 " 3,584円	15,375	施設長月額 1,278円 保母 " 2,982円	5,273	施設長月額 1,416円 保母 " 3,304円	3,653	
	民 間 保 育 所 費	10,647	月 額 限 度 19,500円 91人分	9,711	19,500円 83人分	2,574	月 額 19,500円	1,980	
	民 間 保 育 所 費	24,840	月 額 限 度 30,000円 138人分	18,180	30,000円 101人分	5,400	月 額 30,000円	4,140	
	保 給 食 指 導 費	9,170	保母1人当り月額 860円 1,777人分	6,319	705円 1,494人分	1,310	保母1人当り月額 860円	889	
	民 間 保 育 所 費	26,808	2歳未満児(移行児含む)1人 当り月額4,000円、1,117人分	25,176	4,000円 1,049人分	14,640	2才未満児1人月額 4,000円	12,728	
	同 0 才 児 加 算					10,920	0才児1人月額 10,000円	3,600	
	民 間 保 育 所 費	1,440	2歳以上の障害児1人当り 月額4,000円、60人分	1,464	4,000円 61人分	2,088	2才以上障害児1人月額 13,000円	468	
	民 間 保 育 所 費	3,883	児童1人当り月額 100円 12,943人分	3,719	100円 12,398人分	796	児童1人月額 100	478	
	保 給 食 助 成 費	16,059	児童1人当り月額 440円 7,348人分	19,728	440円 7,473人分	8,152	3才未満児1人月額 462 3才以上児 " 528	8,115	
	行 事 用 給 食 費					1,592	児童1人年額640(8回×80円)	849	
	特 別 扶 助 費					63,696	児童1人月額 3,000円	47,772	
嘱 託 医 手 当					1,524	嘱託医1人月額 4,000	720		
施設整備費補助	市 町 村 立 保 育 所 費	80,000	国庫基準単価による補助率	80,000	国庫基準単価による補助率				
	民 間 保 育 所 費	90,000		120,000	国庫基準単価による補助率	45,004	改築1ヶ所 120名 増築1ヶ所 120名	61,340	改築1ヶ所 120名
	民 間 施 設 職 員 費	10,000	補助限度額 5,000千円 補助率	10,000	補助限度額 5,000千円 補助率				
	民 間 施 設 小 規 模 費	2,000	補助限度額 1,000千円 補助率	2,000	補助限度額 1,000千円 補助率				
	施 設 補 修 費					1,000	施設補修1ヶ所		
その他	市 町 村 保 育 所 費	276,557	負担率	209,215	負担率				
	障 害 児 保 育 事 業 費	1,632	補助率(国、県各々)						
	財団法人川崎市保育会 (民間保育所運営費)					6,615		6,583	
	民間保育所措置費					342,322	民間保育所15ヶ所	302,500	
	無認可保育所援護費					14,357	児童援護費1人年額 22,000円 職員期末手当年額 15,000円 特別児童援護費・障害児・月額 3,500	13,567	
	家庭保育福祉事業費					8,571	基本委託料 3才未満児月額14,800円 3才以上児13,100円	5,696	3才未満児 13,500 3才以上児 12,000
保 育 会 ・ 保 母 会		保 育 会 500,000円 保 母 会 300,000円		保 育 会 750,000円 保 母 会 400,000円					

区 分	横 浜 市			
	51 年 度 (案)		50 年 度	
	予算額	説 明	予算額	説 明
市 一 般 会 計	312,885,371	前年より12.1%増	279,143,472	前年より25.3%増
民生局一般会計	46,174,657	前年より24.1%増	37,196,901	前年より31.9%増
・市営保育所建設費	1,213,825	60名定員7ヶ所、 100名定員3ヶ所 定員増計720名 土地代8ヶ所 障害児保育3ヶ所18名	1,118,821	60名定員8ヶ所 100名定員2ヶ所 定員増計680名 土地代8ヶ所 障害児保育1ヶ所6名
・民間保育所建設費 助成	206,213	4ヶ所300名 障害児保育別途加算	162,131	280名
・無認可保育所施設 助成費	3,000	認可を得る為の助成	5,000	
・市営保育所運営費 (事業費と管理費 の国基準+市法外 扶助額)	813,404	81ヶ所5,665名 1人月平均11,965円 給食費扶助1日1人25円 時間外時給490円	707,864	72ヶ所5,045名 1人月平均11,692円 給食費市扶助1日1人20円 時間外時給450円
・民間保育所法外扶 助費(人件費、事 業費、管理費等)	740,996	時間外託児助成 61,059千円 給食費扶助1日1人25円 乳児保育加算1人月 5,000円	618,469	時間外託児助成 60,195千円 給食費扶助1日1人20円 乳児保育加算 1人月4,500円
・社会福祉事業振興 費	0	民間児童福祉施設職員の 健康診断費	12,927	
・無認可保育所助成 費	75,000	1人あたり年額平均 74,000円	49,000	1人あたり年額平均 35,000円
・公立・民間保育所 国基準運営費	3,555,826	1人年額253,534円	2,849,950	1人年額219,278円
・家庭福祉員助成費	35,000	3才未満児基本委託料1 人月額27,000円	29,000	3才未満児基本委託料 1人月額19,189円

地区だより

—芽ヶ崎地区—

芽ヶ崎地区園長会の活動の概要を次の通り報告します。

一、定例会について、毎月一回開催、その内容は、県保育会の概況報告、市事務局からの連絡事項。

二、研修事業について、五月二十日、二十一日一泊二日箱根三河屋を会場に五十年事業計画案について協議した。

十月一日、二日川越市霞ヶ関第二保育園(公)定員九十名と社会福祉法人五月会下田保育園定員二二〇名を視察した。

川越市の保育園は全部で十六施設、内民間は二施設で公立が圧倒的である。

一月二十日俳句について研修、講師三橋角太郎ひまわり園長、有名俳人作「あさがおにづるべ」とられて、「もらい水」、この句は真物でなく真物は「あさがをや、つるべ」とられてもらい水」とよの異を始め多数の句を通しての説明に一同多大の感銘を受けた。

三、その他、十月十六日五十年年度予算に次のことを担当部長

十一月五日市長にそれぞれ窮状を訴え善処方を要望した。

ア、補助金について、民間経営調整費、四十七年度以前の施設借入金返還に伴う特別民調費、以上二件については県の財政が逼迫しているときくので補助率等の引下げのないよう、万一減額等のときは市で補償されたい。

四十八年度以降の施設についても返還金の原資として特別民調費を適用するよう県に要望されたい。

イ、市補助について
定数外職員の給与改定について
定数内職員の給与改定実施にあたっては、標記職員も改定出来る財源を配慮されたい。

施設整備費補助について
従来々の助成であったが、五十年年度以降等に引上げ運営の改善に資せられたい。

民間施設職員の退職会原資について

労働基準法八十九条の趣旨を考慮し園自体で退職会の支給をしたい、ついではその原資を交付されるよ

う配慮いただきたい。
市表彰規定の適用について
民間社会福祉施設従事職員を市表彰規定を準用して表彰されたい、

(驚見立信)

—横須賀地区—

トムソン氏に花器を贈る

去る十二月六日(土)、横須賀市保育会(会長渡部将賢氏副会長廣田正明氏)は、横須賀市田浦町二一八一横須賀基督教社会館善隣園(園長小久江富美子)にトムソン氏を訪ね九谷焼の花器を記念品として贈った。

トムソン氏は大正十五年に来日されて以来、横須賀基督教社会館明治学院大学を中心に、北は青森から南は沖縄に至る福祉、教育活動に従事された方で、第二次大戦中は帰米されていたが、その間は強制隔離されていた日系人を守るために最善を尽くされた。

また、横須賀基督教社会館の設

立、その他県内各施設、団体に協力した功績により法務大臣表彰、叙勲を受けている。

今回、社会館創立三十周年を迎えるに際し、七年ぶりに来日されたもので、横須賀市長(横山和夫氏)前横須賀市長(長野正義氏)をはじめ、全社協、明治学院大学等関係者の歓迎を受けた。

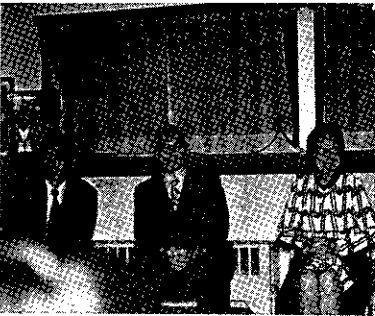
トムソン氏は横須賀市保育会からの贈り物に非常に感激され、保育会の皆様によくとの伝言を残して一月十七日(土)に帰米された。(渡部将賢)

—横浜地区—

公私給与格差の是正答申

昭和四十九年十二月二十日市長より諮問した「保育行政の体系と今後のあり方について」このほど市児福審より中間答申があった。

心身とも未完成的乳幼児にとつては母親の愛情にまざる栄養はない。深い慈愛に満ちたスキンシップを通じ、また家庭内における安定した人間関係の中でこそ、児童の豊かな情操も育まれるものであり、いかに優れた保育所でも、これに勝ることはできない。(略)総合的な福祉体系の一環として保育行政の位置づけと、今後の方向を提示している。特に当面する緊急課題として「公私間給与格差の是正」



については一國の措置費制度の問題であり、市独自の格差是正のための助成費支給は、民間の主体性を尊重し一律に行なうことなく、施設の実態に応じて支給すべきだとして傾斜的支給方法を強調した。しかし、公務員給与体系をそのまま民間職員に完全に導入しうるか否かは、論議のまどであった。園長会としても、京都プール制、東京、大阪、名古屋方式について目下検討中である。(藤田保夫)

腰痛・けい肩腕症予防対策
昭和五十年年度市予算をもって実施された民間保育園保母を中心とする「腰痛・けい肩腕症特別集団検診」結果がこのほど、県予防医協より発表があり、施設長、保母に対して説明会が開催された。一、二六五人中七二五人(五十七%)が受診、要観察一五〇人、要注意三十四、内、腰痛、けい肩腕障害患者は五名が発見された。

四十九年度に鎌倉市、川崎市においても実施され、当時は「起こるべくして起るので、何の防備も対策もない」との現場視察の感想。紙面に限りがあり詳細に報告が出来ないが、障害の発生、予防対策(姿勢、体操、欲求不満、気分転換、神経と体の鍛練等)詳細なデータでの説明は今後の健康管理上に有益であった。

措置にしめる人件費

—労基法研究委員会—

県保育分科会に労基法問題研究委員会が設置され、さる11月18日に第一回委員会を開催し、正副委員長の選出、就業規則、健康診断の柱をさめ今後の方向づけについて検討がなされた。第二回は（1月23日開催）保育単価改訂を機会に51年4月の時点における給与表を含め、「保育かながわ」誌上に給与特集号の案が検討された。しかし当日の委員会出席者が少数のため並びに企画、内容等に資料準備不足もあり次号に譲ることとして、別表の資料（主として措置費の人件費関係分）をまとめてみた。それぞれの地区において市町村の給与の上積分を加算すれば収入財源はつかめるのではないか。

国の定める保育単価中の給料基準額、手当調

昭和51年 4月 1日改定
51年 1月15日試算

給与 職別	等 級 号 俸	本 俸	給与改善費 (本俸6%加算)	特殊業務 手当(4%)	扶 養 手 当	調整手当 (5%)	小計(A)
施設長	行(1) 6—9	122,800 円	0 円	0 円	448 円	6,162 円	129,410 円
主任保育	行(1) 7—7	98,700 円	5,922 円	4,185 円	448 円	5,463 円	114,718 円
保 母	行(1) 7—2	80,500 円	4,830 円	3,413 円	448 円	4,460 円	93,651 円
調理員等 (1名分のみ計算)	行(2) 5—11	77,400 円	0 円	0 円	448 円	3,892 円	81,740 円

手当 職別	管理職手当 (8%)	超勤手当	通勤手当	住居手当	小計(B)	合 計 (A + B)	研 修 費 1人1,600円×12月	旅 費 (月)
施設長	9,824 円	0 円	1,290 円	1,007 円	12,121 円	141,531 円	0 円	424 円
主任保育	0 円	(526円×8時間) 4,208 円	1,290 円	1,007 円	6,505 円	121,223 円	133 円	424 円
保 母	0 円	4,208 円	1,290 円	1,007 円	6,505 円	100,156 円	133 円	424 円
調理員等	0 円	4,208 円	1,290 円	1,007 円	6,505 円	88,245 円	0 円	424 円

- 国家公務員の初任給基準額大学卒上級試験甲合格者 7-2（本俸80,500円）乙合格者 7-1（本俸77,300円）短大卒中級合格（本俸69,700円）その他 8-3（本俸66,000円）高卒初級合格 8-3（本俸66,000円）その他 8-2（本俸64,000円）用務員（行2適用 5-7（57,800円）から 5-8（本俸70,100円）までの間で他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 乙地は調整手当なし ◎ 期末勤勉手当年間支給（6月2ヵ月、12月2.7ヵ月、3月0.5ヵ月）
- 民間施設給与等改善費は事務費総額の8.5%が財源として別に加算される。

第十七回関東ブロック
保育事業研究大会
きまら

- 主題—二十一世紀をになう子どもを育てるための保育所の役割分科会テーマ
- 一、措置費の検討
- 二、労働基準法と人的条件
- 三、保育所長の役割と資格、身分等のあり方
- 四、保育の役割と資格、身分等のあり方
- 五、保育制度と保育施設
- 六、三才未満児の保育
- 七、あそびと仲間づくり
- 八、自然と言語
- 九、音楽と造形
- 十、障害児の保育
- 十一、給 食
- 十二、保育所と家庭の役割について
- ☆ 期 日 昭和五十一年六月二十四日～二十五日
- ☆ 会場 静岡県熱海市
- ☆ 参加費 一人二千五百円
- ☆ 宿泊費 一泊二食七千円（全額前納）
- ☆ 申込方法 後日社協より案内いたします。



昭和五十年 神奈川県保育会 下半年事業報告

○ 求人開拓事業

前号の上半年事業報告にも触れましたが九月末から十月始めにかけて、東北、山梨、長野、石川、岐阜方面への養成校の訪問を実施いたしました。この養成校の訪問は昨年度より開始され特に交流の深い学校を選択いたしましたので、

昨年よりは食費の期待にいくらかでも答へられたのではないかと思います。社会状況の変動によることが影響大だとは思いますがすでに昨年末には求人のであった園はすべて充足され今だに養成校側からの求職の問い合わせがあると云うことはそれなりの成果があったのではないでしようか。

○ 研究会

「保育時間はどうあるべきか」とテーマを設定した長時間保育研究会は会員のご協力を得アンケートを実施しこの度その集計の中からの問題を検討協議し一応研究会なりのまとめをいたしました。近日中には資料としてお手許におとだけ出来ると思います。

○ 施設長会議および研修会

十月八日県社会福祉会館にて開催され、県児童課々長および担当者

による民調費の傾斜配分についての説明がなされました。

一泊研修は十二月九日十日の両日湯河原厚生年金会館で開催され、「保育所の諸問題」と題して、宮下俊彦氏の講演をうけました。

○ 県保育会と県保母会の合同委員会

十二月二日開催、昨年度は実施されませんでしたのが今年度は実現いたしました。期待される保母として園長が望むものあるいは保母の保母会活動、研修時間に対する理解と協力など更には長時間保育、障害児保育に対する管理者としての相互の理解と信頼をたかめるための有意義な討議がなされました。

三月五日、本年度は川崎市内での見学を実施いたしました。定員四〇〇名と云う団地内のマンモス保育所と福祉センター内の心身障害児の通園施設を見学し民家園での親睦をかねた課程を終りました。

○ 各種委員会

県保育会では、予算対策委員会、企画運営委員会、会報編集委員会、労務対策委員会により構成されているがそれぞれの分野で会の円滑

な運営を期するため随時委員会を開催いたしております。来年度も更に会員の期待にそえるべく役員一同頑張っております。以上

おめでとう

ごさいます

▼昭和五十年社会福祉事業関係において大臣表彰以上の栄誉を受けられた方々

勲五等双光旭日章

白梅保育園々長 小泉金助殿

厚生大臣表彰

みどりの家愛児園々長

安部龍蔵殿

川崎市文化賞

新日本学園理事長 島田きみ殿

▼昭和五十年度神奈川県保母賞を受けた方々

(七名のうち保育所保母五名)

南足柄市 塚原保育園

岩堀キヨ子殿

川崎市 川崎乳児保育所

佃 康子殿

相模原市 相模保育園

戸ヶ崎英子殿

小田原市 みゆき愛児園

本多広子殿

横浜市 つくし愛児園

善見久子殿

あとがき

◇公害と不況と政争のうちに五年を迎えて五十年度もあはたしく終る年度末となりました。御承知のように、我國の経済は厳しい不況の風にあえぎ、インフレ物価高がすでに固定化し、このために税収の落ちこみが甚だしい財政事情を理由に、保育関係予算の削減がなされない様、私共保育者が団結を強固にして、二十一世紀を託する子供たちに、豊かな環境でよりよい保育を行なうことを願う、毎日毎日の保育に努力して参りたいと思ひます。なお私共は、国及び地方自治体の保育予算の上昇を願う反面、自ら保育の原点を再確認し諸般の運営に万全を期して国民的合意を得て参りたいと思ひます。



かわり、発行スタイルもなにかと変動を重ねてきましたが、その機関紙の根底を流れるものは「こともの豊かな生長」を願う一言につきまします。そのためにも日夜保育内容の向上、従事職員の処遇改善、施設経営の指針の参考となる原稿の収集、まさにスタッフの一員として創刊直後よりお手伝をしてきた編集委員の一言につきる思いがします。できまますなら、内容についてのお批判、励ましのことは、ご指摘、ご見識の数々をお寄せ下されば、この上の事と思ひます。

(藤田保夫)

◇桃の蕾がふくらんで春がすぐそこに感じられるこの頃です。

この一年間 編集委員として

てあまりお役にたちませんでした事を申しわけなく存じます。保育士法案も第三次試案が提案され私たち保育者にとって春遠からじという感を覚えます。保母会へのご協力とご指導を心から感謝致しております。

(横山タマ子)